１の要求について

良き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。この基本的立場に立って、勤務条件にかかわる諸事項については、誠意をもって十分協議を行ってまいりたい。

２（６）の要求について

今後とも、職員の勤務条件に係る事項については、必要に応じ協議を行ってまいりたい。

２（７）の要求について

大阪マラソンは、３万２千人のランナーが大阪の名所を駆け抜ける国内最大級の都市型市民マラソンであり、観る人（130万人の沿道声援）、支える人（1万人のボランティア）が一体となる大阪が誇る一大イベントである。府内外の多くの方に親しみ、ともに育てていただくことにより、大阪の元気と魅力の発信につなげていくことをめざしている。

本大会は、府民の皆様や企業からのボランティアなど、多くの方々に支えていただいており、運営の一層の円滑化の観点から、職員の皆様のお力添えもお願いしたいと考え、各部を通じて、ご賛同・ご協力いただける方々を募っているところ。

３（１）の要求について

庁舎の防災対策の強化及び維持補修については、本館（東館）の耐震改修工事や執務環境改善工事、屋上・外壁の漏水対策、電気・空調設備の修繕が平成28年12月に完了したところであり、平成29年度には、耐震性能が低い西館の撤去工事に着手する予定。（完了予定は平成30年度末）

路面改善については、関係機関等とも連携しながら、努めてまいりたい。なお、平成１８年１２月に、大阪市建設局のご協力により大手通りの本館前歩道及びその周辺について、車椅子等での通行改善のための舗装補修工事等を実施したところ。雨対策として、雨水によって滑る危険性の高い箇所については、水溜りの清掃・除去等を実施しているところ。

また、本庁舎の避難設備、消防設備及び避難経路の整備については、消防法の規定に基づく消防設備の定期点検、庁内巡視などにより避難通路の確保や防火等における注意喚起を行っている。

緊急時避難体制の確保については、大阪府本庁舎防火防災管理要綱に基づき、守衛職員を中心に、「実動訓練」を含む緊急事態対応訓練を定期的に実施しているところ。

なお、２３年度から守衛職員全員を対象に「自衛消防業務講習」「防火管理者講習」を受講し、防災対策の知識習得に努め、庁舎内における緊急時対応の徹底に向けた体制づくりに努めている。

今後とも、防災対策の強化に向けて、恒常的な訓練の取組み体制を強化しながら「各種防災対策研修」や「総合防災訓練」を実施し、「守衛行動指針」に基づいた安全な庁舎管理体制を確立し、職員の安全確保に努める。

３（２）の要求について

咲洲庁舎の職員の安全等確保については、平成24～25年度に制振ダンパーの設置工事等を実施しましたが、平成28年６月に国土交通省より、長周期地震動に関する新たな基準が示されたことから、追加ダンパー設置のための実施設計を平成29年度に行う予定。

空室の防犯対策については、常時、防災センターにおいて監視するとともに警備員が巡回して対応している。

咲洲庁舎での物資等の備蓄については、関係部局ともども検討してまいりたい。

３（３）の要求について

本館耐震改修工事は平成２８年１２月に完了し、平成２９年度からは西館撤去工事を予定。工事の実施にあたっては、今後とも、騒音・振動等を極力抑えるよう努めてまいりたい。執務室移転にあたっては、移転部局課との事前調整を十分に行い、業務に支障が及ぶことのないよう実施してまいりたい。

４（１）の要求について

本府においては、疾病等により30日以上休業していた職員が復業する場合において、職員安全衛生管理規程等に基づき、30日以内での時間外勤務及び出張の制限などの就労上の措置を必要に応じて講じているところ。

また、平成23年に策定した「安全衛生管理者（所属長）による定期健康診断結果の活用法」においても、各所属長は、健康診断結果と合わせて、職員の健康に関する情報（メンタル面を含む）を収集し、業務内容及び業務の負担の程度などを確認したうえで、必要に応じて就労上の配慮を行うこととしており、引き続き、同活用法の周知を図ってまいりたい。

４（３）の要求について

咲洲庁舎における健康管理体制については、平成２３年５月、咲洲庁舎内に安全衛生委員会を設置し、職員の安全（耐震工事、避難訓練等の説明）・衛生に関して委員会を開催し説明するとともに、併せて、咲洲庁舎内に健康管理グループ分室を設け、産業医による健康相談、保健指導等咲洲庁舎勤務職員の健康管理を行っているところ。

また、平成２３年３月に発生した東日本大震災の際は、咲洲庁舎の執務室の状況や職員の健康面等を把握するため産業医による職場巡視を行うとともに、不安を感じておられる職員の相談に応じるため、産業医による健康相談日を設け対応したところ。

引き続き、咲洲庁舎勤務職員が安全かつ健康で業務に遂行できるよう職員の健康管理を行ってまいりたい。

４（４）の要求について

メンタルヘルスの予防や早期ケアに関しましては、教育・啓発事業として、職場の管理

監督者や一般職員を対象としたメンタルヘルスセミナー等を開催して、疲労回復やストレス解消方法等を記載した啓発冊子を全職員に配布するなど、ラインケアやセルフケアの推進を行い、さらに職員の健康相談事業として、産業医や保健師による保健指導や健康相談を実施するとともに、「ストレス相談室」を設置して専門産業医等による面談等の個別ケアを行って総合的対策を講じているところ。

　また、ストレスチェックについては、今年度より実施しているところであり、ストレス

チェック結果によるセルフケアのほか、結果を一定集団ごとに集計・分析を行うなど、職場環境改善にも努めてまいりたい。